

奈良県立山辺高等学校業務員業務委託契約書

奈良県立山辺高等学校（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）
は、次のとおり業務員業務の委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、乙に対して、奈良県立山辺高等学校における清掃業務、緑地管理業務及び校内巡回業務等の業務員業務（以下単に「業務員業務」という。）を委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務員業務を誠実に履行しなければならない。

（善良な管理者の注意義務）

第2条 乙は、業務員業務の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

（労働関係法令上の責任）

第3条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法（昭和22年4月法律第49号）、最低賃金法（昭和34年4月法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年6月法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年4月法律第50号）、職業安定法（昭和22年11月法律第141号）その他労働関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任を持って労務管理を行わなければならない。

（秘密の保持及び火災・盗難等の防止）

第4条 乙は、業務員業務の処理上知り得た秘密、個人情報及び一般に公表されていない事項を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、別記個人情報取扱特記事項について、守らなければならない。

3 乙は、学校敷地内の火災、盗難等の防止に協力しなければならない。

4 乙は、前三項に定める事項を、乙の従業員に遵守させなければならない。

(委託期間)

第5条 委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第6条 甲は、業務員業務に要する経費（以下「委託料」という。）として、

金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）を乙に支払うものとする。

2 委託料の12分の1の額を月額とし、当該月額を請求額として、甲は、月毎に乙の請求に基づき支払うものとする。ただし、月額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てて支払い、切り捨てた額の合計額は、4月分の月額に加算する。

3 前項において、乙は、月毎に第8条第2項又は第3項の検査が完了した後、当該月の翌月10日までに請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の規定により乙から提出された正当な請求書を受理した日から起算して、30日以内に当該月分の請求額を支払うものとする。

5 委託期間の途中で契約を解除した場合の委託料は、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項の規定により免除する。

(業務状況の報告及び検査)

第8条 乙は、仕様書に定めるところにより、報告書等を甲に提出し、甲の確認又は検査を受けなければならない。

2 乙は、月毎に業務員業務が完了したときは、遅滞なく月次業務完了届を甲に提出するものとし、甲は、これを受理したときは、速やかに履行確認し検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、修正を要する場合は、乙は速やかに所要の修正を行い、再度甲の検査を受けるものとする。乙は、この再検査を理由に履行期限の延長、委託料の増額等を甲に求めることはできない。

(損害の賠償)

第9条 乙は、業務員業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。甲の受けた損害の賠償請求は、

書面をもって乙に通知するものとする。

2 乙が業務員業務の実施中に加害を受けた場合であっても、甲はその損害を賠償しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第11条 乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲に承認を得なければならない。また、承認を受けた内容を変更しようとする場合についても同様に甲の承認を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は第三者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

(契約の解除等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 契約者として、不適當であると認める事実があったとき。

(3) 乙の責に帰すべき事由により、委託期間内に乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(4) 正当な理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。

(5) 契約の履行に関し不正な行為をしたとき。

(6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) この契約に係る物品購入等の契約（以下「物品購入等契約」という。）に当たって、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (12) この契約に係る物品購入等契約に当たって、第6号から第10号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第11号に該当する場合を除く。）において、奈良県が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (13) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額（乙が契約保証金の一部を納付しているときは、その額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として、甲に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したために乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- 5 甲は、乙からやむを得ない理由により、契約の解除の申し出があった場合は、業務に支障がないよう双方協議のうえ、契約を解除することができる。ただし、次に契約する委託業者が決定するまでの期間については、乙は責任をもって当該業務を実施し、次に契約する業者が決定した後は当該業務の引き継ぎを誠実に行うこととする。なお、当該業務の引き継ぎを終えるまでの期間を含めて本契約の契約期間とする。
- 6 第1項のほか、甲にこの契約を継続し難い事情が生じた場合は、2ヶ月前までに相手方に通知してこの契約を解除することができる。

（不可抗力の場合の免責）

第13条 天災事変その他不可抗力の事由により、甲又は乙がこの契約に基づく義務を履行

できないときは、その相手方はこれを免責するものとする。

(訴訟管轄)

第14条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約内容の変更)

第15条 甲は、必要と認めるときは、この契約の内容の一部を変更し、又は全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し書面により通知するものとし、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲・乙協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

(その他)

第16条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 奈良県奈良市都祁友田町937
奈良県立山辺高等学校
校長 倉田 嘉人 印

乙 住所

(法人等の名称)

代表者職氏名 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「発注者」を、「乙」は「受託者」をいう。